

策定にあたっての基本的な視点（案）

1 子どもの視点

「子どもの権利条約」では、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

計画の策定や施策の展開にあたっては、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人だけでなく、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

2 次世代を育成する長期的な視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視点に立って、子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に、少子化問題はその時々国民意識や社会背景・経済情勢によって、大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものでありますが、子育ては“人づくり”であり、その成果は短期的に現れるものばかりでなく長期的な視点に立つことも重要です。

3 社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより子育てに携わる関係者をはじめ、学校、地域、企業、関係機関・団体、行政などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

また、子育てには男女の固定的な役割分担意識の解消が求められており、子どもや子育て家庭の支援にあたっては、様々な状況に応じた質の高い、多様なサービスの提供を社会全体で行っていくことが重要になってきます。